

協会けんぽ NEWS

全国健康保険協会長野支部 広報紙
協会けんぽNEWS
2021年8月 発行

こんな時は『第三者行為による傷病届』の提出が必要です

交通事故や暴力など**第三者(相手方)の行為**でケガをしたときの医療費は、本来、加害者(相手方)が負担するべきものです。

しかし、相手からすぐに医療費などを負担してもらえない場合は、協会けんぽに『第三者行為による傷病届』を提出していただくことで、保険証を使って医療機関を受診することができます。

提出が必要なケース

相手がいる交通事故
(相手が不明な場合も含む)



他人からの
暴力行為



他人が飼っている
動物に咬まれた



自損事故車両に同乗



保険証を使って治療を受ける場合、
『第三者行為による傷病届』の提出
が必要です！



保険証を使って治療を受けた場合、加害者が支払うべき医療費を協会けんぽが立て替えて支払うこととなります。

後日、協会けんぽは加害者や加害者の加入する損害保険会社に対して、立て替えた医療費を請求します。

『第三者行為による傷病届』はホームページからダウンロードできます。

協会けんぽホームページ ▶ 申請書ダウンロード ▶ 交通事故や第三者行為によるケガの届



！ ご注意ください ！

相手側との示談は慎重に！

相手に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談してしまうと、示談日後の治療費には健康保険を使うことができなくなることがあります。示談する時は必ず協会けんぽにご連絡をお願いいたします。

仕事中・通勤中での疾病やケガは健康保険が使いません！

仕事中や通勤中にケガをした場合は、労災保険の給付対象となり、原則健康保険が使いません。このような場合は、勤務先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

保険証を使ってケガ(外傷)の治療をした場合、被保険者宛てに負傷原因の照会文書をお送りし、その回答内容により業務災害が疑われるものについては、事業主宛てに照会文書をお送りしております。健康保険での給付可否等の確認となりますので、事業主の皆さまにおかれましても照会の際には必ずご回答いただきますようお願いいたします。

お問い合わせはレセプトグループ (026-480-0562) まで

～大切なお知らせ～

資格の切れた保険証(退職日の翌日や扶養から外れた日以降の保険証)は使用できません。誤って資格の切れた保険証を使用した場合、被保険者様に医療費の返納を求めています。保険証の速やかな返却にご協力ください。



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の併せての持参をお願いします。



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



ここをクリック！

※2021年6月より新デザインに変わる予定です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

(*）子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



どんないいことが？ 7つのメリット

POINT1 より良い医療が可能に！
本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

POINT2 自身の健康管理に役立つ！
マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に！
マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに！
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT6 医療費の事務コストの削減！
医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT7 健康保険証としてずっと使える！
就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

健康保険証利用申込のお問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4→2」の順に進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30



共に目指します。世界で一番 (ACE) の健康長寿。
全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう！
毎月10日に健康情報配信中！
登録はこちらから→→→



kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ) からメールを受信できるように設定してください。